

別表 1 : 評価項目及び評価基準

工事名 : 大牟田市高泉市営住宅(2期)新築工事

区分	評価項目	評価基準	構成員ごとの点数の算出方法		配点	
			該当する点数×出資比率			
企業 の 技術力	施工実績の状況	5件以上の工事の実績あり	3.0		3.0	
		3件又は4件の工事の実績あり	2.0			
		1件又は2件の工事の実績あり	1.0			
		実績なし	0.0			
	工事成績評定の状況	平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の本市の建築一式工事の工事成績評定点の平均点(本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合においては、国又は他の地方公共団体が発注した建築一式工事の平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の実績の有無):注2	本市の工事成績評定点の対象工事ありの場合	70点以上	3.0	3.0
			65点以上70点未満	2.0		
			60点以上65点未満	1.0		
			60点未満	0.0		
	技術者保有状況に基づく信頼度	開札日現在において5年以上継続して雇用する1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者(それぞれの資格を継続して5年以上有する者に限る。)の人数:注3	3人以上	2.0		2.0
			1人又2人	1.0		
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001又はISO14001の認証の取得:注4	両方とも取得している	1.0		1.0
			どちらか片方取得している	0.5		
配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力	施工実績の状況	3件以上の工事の実績あり	2.0		2.0	
		2件又1件の工事の実績あり	1.0			
		実績なし	0.0			
	工事成績評定の状況	配置予定技術者が従事した平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の本市の建築一式工事の工事成績評定点の最高点(本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合においては、国又は他の地方公共団体が発注した建築一式工事の平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の実績の有無):注2・注5・注6	本市の工事成績評定点の対象工事ありの場合	70点以上	3.0	3.0
			65点以上70点未満	2.0		
			60点以上65点未満	1.0		
			60点未満	0.0		
	継続教育の取組状況	配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組:注5・注7	公益社団法人日本建築士連合会が定める目標単位以上	1.0		1.0
			公益社団法人日本建築士連合会が定める目標単位の2分の1以上目標単位未満	0.5		
			公益社団法人日本建築士連合会が定める目標単位の2分の1未満又は取組なし	0.0		
	資格の保有年数の状況	配置予定技術者が保有する1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格の保有年数:注3・注5	10年以上	2.0		2.0
			5年以上10年未満	1.0		
5年未満			0.5			
対象となる資格なし			0.0			
防災協定等の有無	本市との災害時における応急対策業務等に関する協定の締結の有無及び平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間の災害対応の活動実績の有無:注8	協定の締結あり、活動実績あり	1.0		1.0	
		協定の締結あり、活動実績なし	0.5			
		協定の締結なし、活動実績あり	0.5			
		協定の締結なし、活動実績なし	0.0			
地域貢献度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間の本市における公共施設の防災予点検、清掃活動若しくは緊急出動又は本市における防災訓練への参加若しくは自主防災訓練の実施:注9	活動の実績あり	1.0		1.0	
		活動の実績なし	0.0			
9点			計		19.0	

備考 評価項目ごとの加算点は、特定建設工事共同企業体の構成員ごとに評価基準及び算出方法により算出した点数を合算した点数により算出する。

注1 「同種工事の施工実績」とは、共同住宅(主たる構造が鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であって、延べ床面積(増築にあっては、増築部分の延べ床面積)が1,000平方メートル以上かつ地階を除く階数が5以上のものに限る。)の新築、増築又は改築に係る建築一式工事(建設省告示に規定する建築一式工事をいい、建設業法第4条の規定により建築一式工事以外の建設工事を請け負った場合における当該建設工事に付随する建築一式工事を除く。)のうち、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間に元請で完成させ、かつ、引き渡した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率(当該構成員の出資額をその属する特定建設工事共同企業体の総出資額で除して得た値をいう。)が100分の30以上としての実績に限る。)をいう。

注2 「本市の建築一式工事の工事成績評定点」とは、本市(企業局を含む。以下この注2において同じ。)との契約に係る建築一式工事であって、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間に本市に引き渡したものの実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率が100分の30以上である構成員としての実績に限る。以下この注2において同じ。)に係る工事成績評定点(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に本市に引き渡した建築一式工事の実績に係るもの)にあっては、10点を減じた点数をいう。

なお、本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合における国又は他の地方公共団体が発注した建築一式工事の平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の実績は、当該期間に国又は他の地方公共団体に引き渡した建築一式工事の実績をいう。

注3 「1級建築施工管理技士」とは建設業法施行令(昭和31年政令第273号)の規定に基づく1級の建築施工管理に係る技術検定の合格証明書を有する者をいい、「1級建築士」とは建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づく1級建築士の免許を受けた者をいう。

注4 ISOの認証については、平成30年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に登録されている住所の営業所等において取得しているものに限る。

注5 「配置予定技術者」とは、入札工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者をいう。

注6 「施工実績」及び「本市の建築一式工事の工事成績評定点」の対象となるものは、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事したものに限る。

注7 「継続教育の取組状況」における単位は、公益社団法人日本建築士連合会又は建築士法第22条の4第2項に規定する建築士会が発行するCPD実績証明書であって証明対象期間の終了日が開札日前6月間にあるものにより取得が証明されたものに限る。

注8 「災害対応の活動実績」とは、大牟田市水防本部又は大牟田市災害対策本部の設置時に本市の指示により対応した有償による業務活動の実績をいう。

注9 「緊急出動」とは、「防災協定等の有無」における有償による業務活動の実績を除くその他の災害の予防又は防止のための活動をいう。